

日本租税理論学会2019年度  
大会総会シンポジウム報告

## デジタル化・グローバル化と納税者権利保護 -税務行政のデジタル化とデータ保護を中心に-

令和元(2019)年12月8日(日)  
於 愛知大学 名古屋キャンパス

立命館大学法学部教授  
望 月 爾

---

### はじめに

- デジタル化・グローバル化の急速な進展により税務行政や納税者を取り巻く環境に大きな変化:「デジタル・ディスラプション(digital disruption)」
- 税務行政の効率化やサービスの向上など納税者の利便性に資する反面、納税者権利保護の観点から新たな問題
- ビック・データを含む納税者情報の広範かつ大量な情報収集と高度な分析手法の利用:情報収集・分析の対象の拡大
- 多国間の税務行政協力、とくに税務当局間の情報交換の推進(金融口座の自動情報交換(AEOI))
- 従来の税務調査を中心とする納税者権利保護の限界⇒データ利用の規制や納税者のプライバシー保護の必要性

# 1. 電子申告・納付の状況

## (1) 電子申告(e-filing)

①電子申告率(平均)OECD加盟36力国+22力国  
(2017):個人所得税73.5% 法人所得税85.3% 付加  
価値税89.0%

※e-taxの利用率 所得税54.5% 法人税80.0%、消  
費税(個人)66.1%、(法人)81.6%(平成29年度)

図表1 平均電子申告率(Average e-filing rates) (%)

| Tax type             | 2016 | 2017 |
|----------------------|------|------|
| Personal income tax  | 70.9 | 73.5 |
| Corporate income tax | 82.7 | 85.3 |
| Value added tax      | 83.8 | 89.0 |

出典:OECD Tax Administration 2019

3

## ② 各国の電子申告の状況

・個人所得税・法人所得税・付加価値税いずれも電子  
申告率100%

アルゼンチン、コスタリカ、デンマーク、イタリア、ポル  
トガル、ペルー

・個人所得税・法人所得税電子申告率100%

ブラジル、メキシコ

・法人所得税電子申告率100%

ジョージア、ハンガリー、マレーシア、リトアニア、オラ  
ンダ、ポルトガル、スペイン、スロベニア

※日本でも資本金の額等1億円超の法人の義務化

4

## (2) 電子納付(e-payment)

納付件数基準56.1% 納付金額基準64.7%(2017)

・電子納付率100%

ベルギー、コスタリカ、デンマーク、フィンランド、インドネシア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン

※日本の電子納税の利用率7.4%(平成29年度)

図表2 平均電子納付率(Average e-payment rates) (%)

|                       | 2016 | 2017 |
|-----------------------|------|------|
| By number of payments | 52.8 | 56.1 |
| By value of payments  | 62.8 | 64.7 |

出典: OECD Tax Administration 2019

5

## (3) 記入済申告 (pre-filled tax returns)

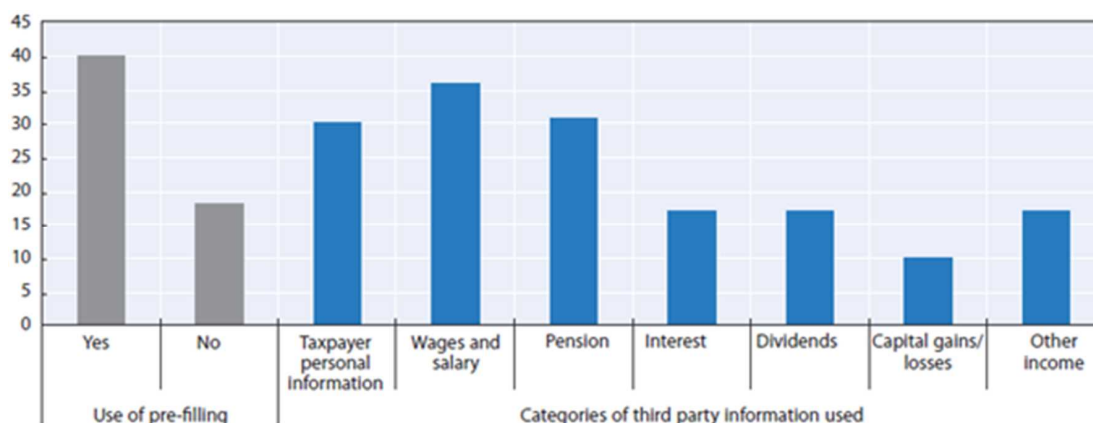
### ① 国際的な導入状況

・2017年のOECDの調査によれば、40カ国（OECD加盟36カ国+22カ国のうち）が記入済申告制度を導入している。

・個人所得税について12カ国（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、リトアニア、マレーシア、ノルウェー、ポルトガル、スロベニア、スペイン）が、申告期限を過ぎた場合にその申告を「受け入れたものとみなす(deem accepted)」制度を導入。

6

図表3 記入済申告の導入状況(2017年)



出典: OECD Tax Administration 2019

・記入済申告を導入している40カ国のうち、30カ国が納税者の個人情報、36カ国が賃金・給与情報、31カ国が年金情報、17カ国が利子・配当情報、10カ国がキャピタルゲイン・ロス情報、17カ国がその他情報を利用している。

7

## ②各国の導入状況

### ・アメリカ

1985年 レーガン政権時申告書不要制度(return free system) の導入を検討。

1998年 IRS再編改革法(RRA98)2004条でも研究・開発を勧告。

2005年 カリフォルニア州において、州所得税に“Ready Return”のパイロット・プログラム実施。

2011年、2017年、2018年納税申告簡素化法案として連邦議会において法案が提出されてきた。しかし、申告代行業者の激しい抵抗から導入に至っていない。

詳細は、石村耕治「AI税務と税務専門職の将来を展望する-税務のスマート化とタックスプライバシー-第3回」税務事例51巻5号44~54頁(2019)参照。

8

## ・カナダ

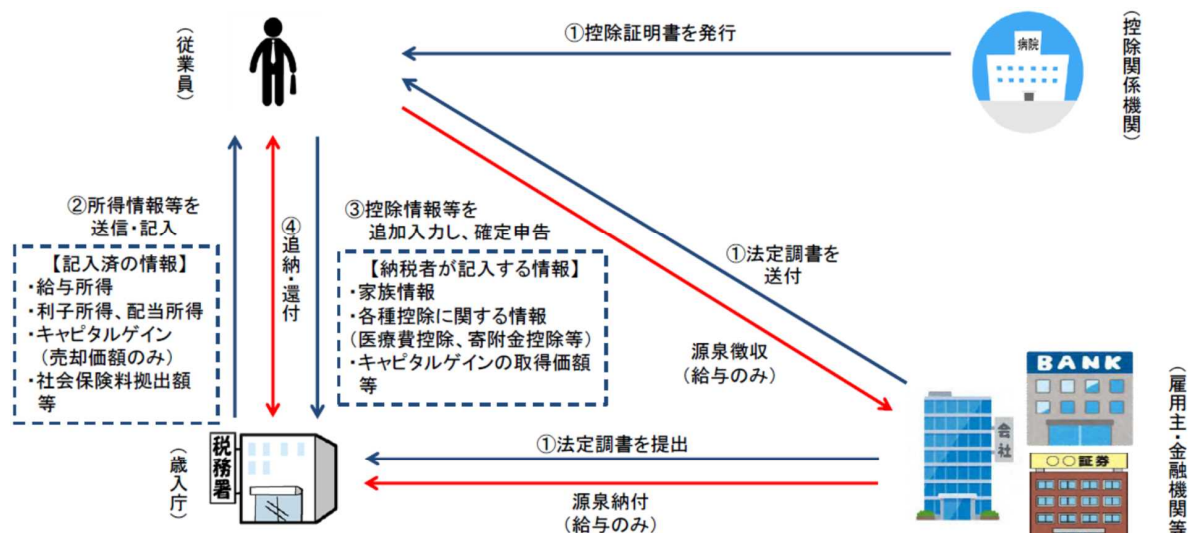
2015年より記入済申告制度を選択的に導入。給与、利子、配当、キャピタルゲイン(売却額)などの情報を各機関から電子取得する。納税者は歳入局(CRA)の承認したソフトウェアにより世帯情報や医療費、寄附等の控除情報、キャピタルゲイン(取得額)を追加入力し、電子申告する。6割は税務代理による申告。

## ・フランス ※2019年1月より源泉徴収制度導入

2006年より記入済申告制度を導入。公共財政当局(DGFIP)の把握する世帯情報、給与、年金、利子、配当等。各種控除情報(寄附金控除等)、キャピタルゲイン、不動産所得等を納税者が追加入力。

9

## カナダの電子(記入済)申告制度のイメージ図



(注1) 個人所得税は暦年課税。

(注2) 記入済申告書を利用するかどうかは、納税者が選択できる仕組みとなっている(ただし、電子申告を行う場合のみ利用可)。なお、カナダでは、納税者はCRAが承認した民間の電子申告ソフト(多くは無料)を利用して電子申告を行っており、記入済申告書を利用する場合は、当該電子申告ソフトに情報が送信される。

(注3) 記入済申告書は、2015年には税務代理人を通じた申告に対してのみサービスが開始され、個人による直接の申告に対しては、2016年よりサービスが開始された。なお、カナダでは税務代理人を通じた申告が個人所得税申告の約6割を占める。

(注4) 年間で50超の法定調書を提出する事業者に対して、法定調書を電子的に提出する義務が課されている。

5

(出典) 政府税制調査会海外調査報告 2017年6月19日

## ・ オーストラリア

2005年 記入済申告制度の試行

2007年 記入済申告制度の正式導入

2014年 連邦政府ポータルサイト“myGov”の本格稼働にあわせて、“myTax”記入済申告制度をフルタイムの給与所得者を対象に導入。

2016年 国税庁(ATO)は、“myTax”の対象をすべての個人納税者に拡大し、個人や事業主向けの旅費等の職務関連経費や利子控除などの支払や控除を管理するアプリケーションとして“my Deductions”を提供した。このデータは“myTax”にアップロード可能。

詳細は、石村耕治「AI税務と税務専門職の将来を展望する-税務のスマート化とタックスプライバシー第2回」税務事例51巻4号40~52頁(2019)参照。

11

## ・ エストニア

2001年に“e-Tax/e-Custom”による電子サービスが導入され、個人向けアカウントから記入済申告として電子申告・納付はもちろん自己の情報の確認や税務当局との連絡、納税者向けの情報の閲覧も可能。

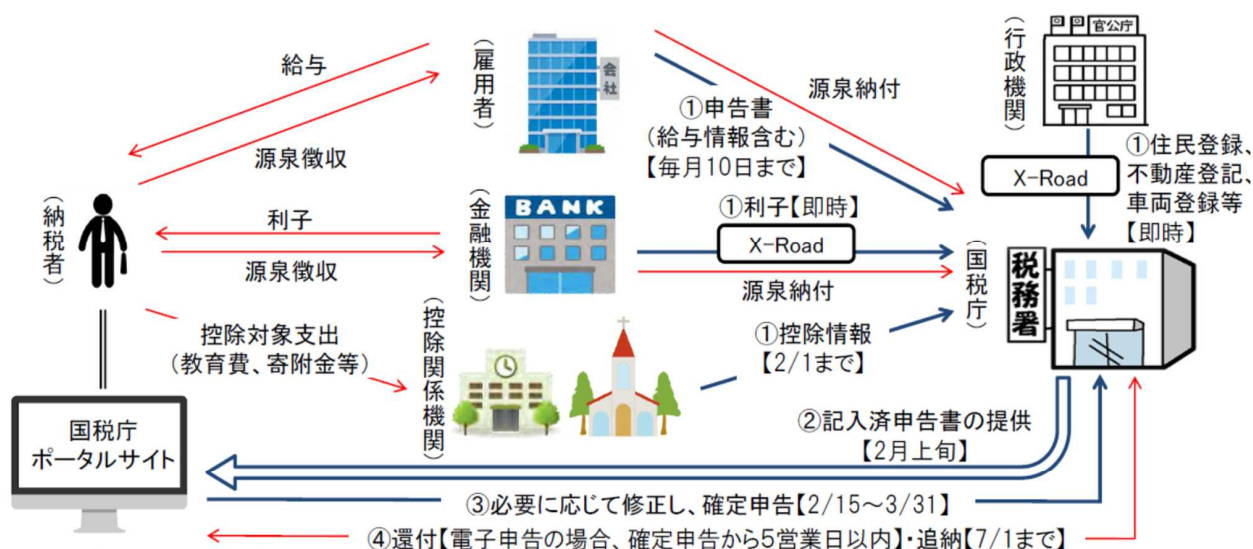
給与、利子、源泉徴収額、教育費、寄附金等の控除額、上場株式の売却額等が記入済、事業・国外所得キャピタルゲインの取得価額等を納税者が追加入力。

“X-Road”という情報交換基盤により金融機関や他の行政機関の情報を共有できるシステム

2013年からは電子メールやSNSと連動した新たなシステムも稼働し、スマートフォンのアプリケーションにより申告もできる。

12

## エストニアの電子(記入済)申告制度のイメージ図



(注1) 個人所得税は暦年課税。

(注2) X-Road(情報交換基盤)は、法令で許容される範囲で、十分なセキュリティの下、行政機関や金融機関等がそれぞれ保有しているデータに対してアクセスできるコンピュータネットワークであり、最新情報を即時に取得可能。そのため、国民は同一情報を複数機関に登録する必要がない(ワンスオンリー原則)。

(注3) 地方自治体が独自に地方税を課することができるが、実際にはごく僅かしか導入されていない。

(出典) 政府税制調査会海外調査報告 2017年6月19日

13

## ・ スウェーデン

1995年から給与所得者等の記入済申告書を導入。

給与、社会保険料、利子、配当、源泉徴収額、国内公開株式の売却金額、不動産税額等が記入済。事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等を納税者が追加記入する。

記入済申告書は基本的に紙ベースで送付されるが、2016年から、事前登録によりメールでの受取も可能。(2017年:紙送付は約680万枚、電子送付は約110万枚)

なお、修正がなければ国税庁のポータルサイトクリックのみで申告可能。

14

## ・イタリア

2015年から給与所得者と年金所得者に対して税務申告情報と第三者（源泉徴収義務者や金融機関、郵便局、生命保険会社）の提供情報による“Cassetto Fiscale”記入済申告制度を導入、すべての給与所得者や年金所得者がこれを利用している。2018年からは所得のみではなく控除や経費を含む新たな記入済申告システムを導入している。

## ・メキシコ

“Declara SAT”と呼ばれる個人所得税について所得や経費支払、控除を含む自動計算による完全な記入済申告システムを導入している。

15

## (参考) 各国の記入済申告制度

|                              | スウェーデン               | エストニア                        | フランス                 | カナダ                  | アメリカ                                             |
|------------------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------------------|
| 給与源泉徴収                       | ○<br>(1947年～)        | ○<br>(1991年～)                | ×                    | ○<br>(1942年～)        | ○<br>(1943年～)                                    |
| 年末調整                         | ×                    | ×                            |                      | ×                    | ×                                                |
| 記入済申告書                       | ○<br>(1995年～)        | ○<br>(2001年～)                | ○<br>(2006年～)        | ○(※1)<br>(2015年～)    | ×                                                |
| 給与所得                         | ○                    | ○                            | ○                    | ○                    |                                                  |
| 金融所得                         | 利子・配当:○<br>CG:×(※2)  | 利子:○<br>CG:×(※2)             | 利子・配当:○<br>CG:×      | 利子・配当:○<br>CG:×(※2)  |                                                  |
| 【備考1】<br>金融所得の取扱い            | 分離課税<br>・利子・配当・CG:申告 | 総合課税<br>・利子・CG:申告<br>・配当:非課税 | 総合課税<br>・利子・配当・CG:申告 | 総合課税<br>・利子・配当・CG:申告 | 総合課税(利子)<br>段階的課税(配当・CG)<br>(※3)<br>・利子・配当・CG:申告 |
| 【備考2】<br>課税方式                | 賦課課税                 | 申告納税                         | 賦課課税                 | 申告納税                 | 申告納税                                             |
| 【備考3】<br>生保・医療費・<br>寄附金控除の有無 | ×                    | 生保・医療費:×<br>寄附金:○            | 生保・医療費:×<br>寄附金:○    | 生保:×<br>医療費・寄附金:○    | 生保:×<br>医療費・寄附金:○                                |

(参考) 各国とも、一般的な取扱いを記載。

※1 電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。

※2 一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。

※3 アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

※4 フランスは2019年1月より源泉徴収制度導入。

(出典) 政府税制調査会海外調査報告 2017年6月19日

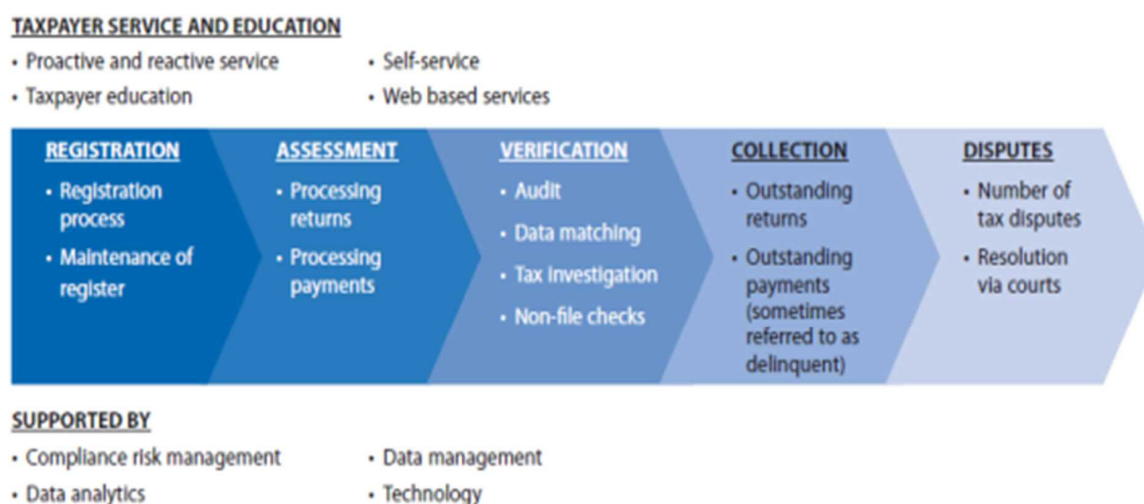
16

## 2. 納税者サービスのデジタル化

- OECDの納税者サービス・教育の体系によれば、図表4のように、納税者サービス・教育には、「事前予防型・反応型サービス」と「納税者教育」、「セルフ・サービス」、「ウェブによるサービス」の4つがある。
- また、納税者サービスは、登録⇒査定⇒調査・分析⇒徴収⇒紛争処理の5つのプロセスに分類でき、さらにそれらはコンプライアンス・リスク・マネジメント、データ分析、データ・マネジメント、テクノロジーに支えられている。

17

図表4 OECDによる納税者サービス・教育の体系のイメージ



Source: OECD (2017), Tax Administration 2017: Comparative Information on OECD and Other Advanced and Emerging Economies [https://doi.org/10.1787/tax\\_admin-2017-en](https://doi.org/10.1787/tax_admin-2017-en).

18

## ①情報手段別のサービス需要

OECDの調査によれば、納税者との対面や電話、紙によるサービスが減少し、オンラインやe-mail、デジタル・アシスタントによるサービス需要が増加している。

図表5 情報手段別のサービス需要

| Channel type       | No. of jurisdictions providing data | 2016      | 2017      | Change  |
|--------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|---------|
| Online             | 43                                  | 1 609.4 m | 1 647.0 m | + 2.3%  |
| Telephone          | 49                                  | 356.8 m   | 327.5 m   | - 8.2%  |
| In-person          | 36                                  | 148.0 m   | 125.7 m   | - 15.1% |
| Paper              | 28                                  | 67.8 m    | 65.9 m    | - 2.9%  |
| Email              | 37                                  | 18.5 m    | 22.1 m    | + 19.4% |
| Digital assistance | 29                                  | 10.6 m    | 14.1 m    | + 32.5% |

Note: The table only includes jurisdictions for which data was available for 2016 and 2017.

出典: OECD Tax Administration 2019

19

## ② 納税者のセルフ・サービス支援

多くの国々が納税者サービスのなかでも、チャット・ボット(chat-bots)や人工知能(AI)、情報提供や計算等のツールとしてのウェブサイト、オンラインサービスデジタル・メールボックスなど情報技術を利用した情報提供やセルフ・サービス支援のためのツールの利用が拡大。

図表6 納税者のセルフ・サービス支援ツール(2017年)

|                  | Chatbots | Artificial intelligence | Information on website | Tools and calculators on website | Online services | Digital mailbox |
|------------------|----------|-------------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| Already in place | 10       | 5                       | 58                     | 57                               | 53              | 52              |
| Implementing     | 7        | 8                       |                        |                                  |                 |                 |
| Planning to use  | 23       | 30                      |                        |                                  |                 |                 |

出典: OECD Tax Administration 2019

20

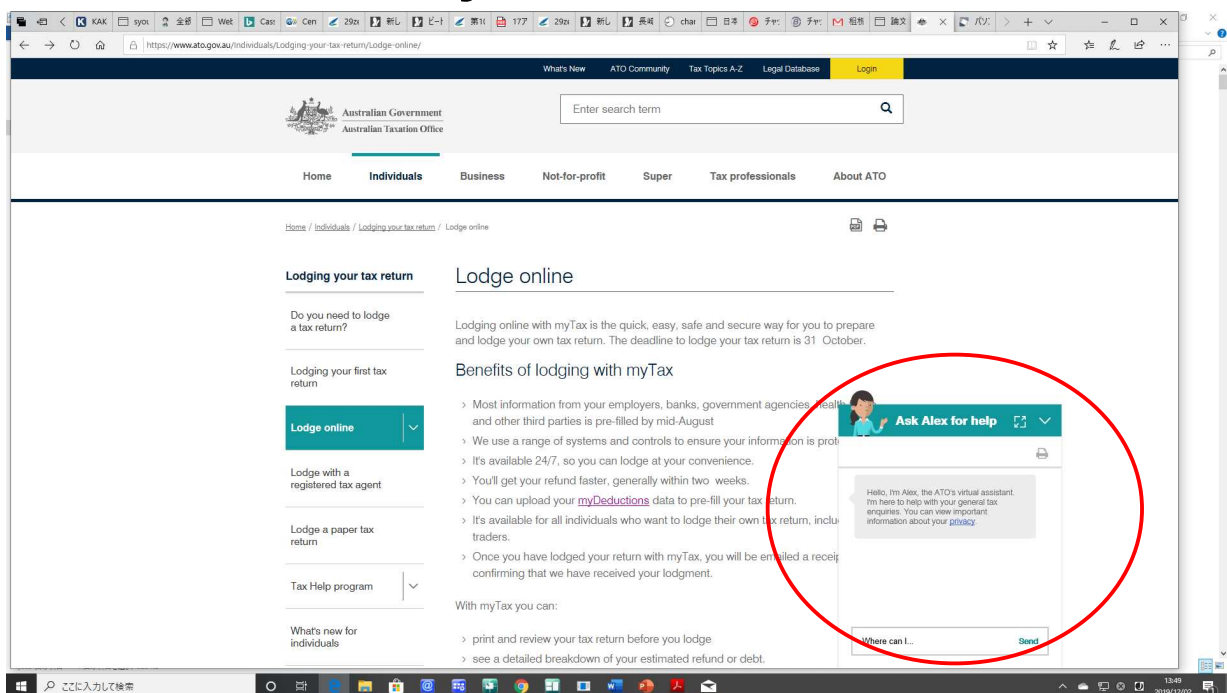
### ③ デジタル会話型サービス (digital conversational services)

- チャット・ボット (chat-bots) 人工知能を活用した「自動会話プログラム」
- バーチャル・アシスタント (virtual assistants) 人工知能による個人のタスクやサービスへの支援
- ・オーストラリア

バーチャル・アシスタント“Alex”を導入。自然言語による質問や問い合わせに対し、自動的に回答するシステムで、約84,000パターンの質問や問い合わせを理解し対応できる。問い合わせや質問に対し、その88%は最初の応答により問題が解決されている。

21

### オーストラリアの“myTax”と“Alex”



ATOウェブサイト<<https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/Lodge-online/>>

22

- ・ シンガポール

“Ask Jamie” バーチャル・アシスタントとして、自然言語による納税者からの質問や問い合わせに回答・応答するシステム 2018年には63万件の納税者からの問い合わせに対応。これとは別に税務職員とのチャット・サービスも提供されている。

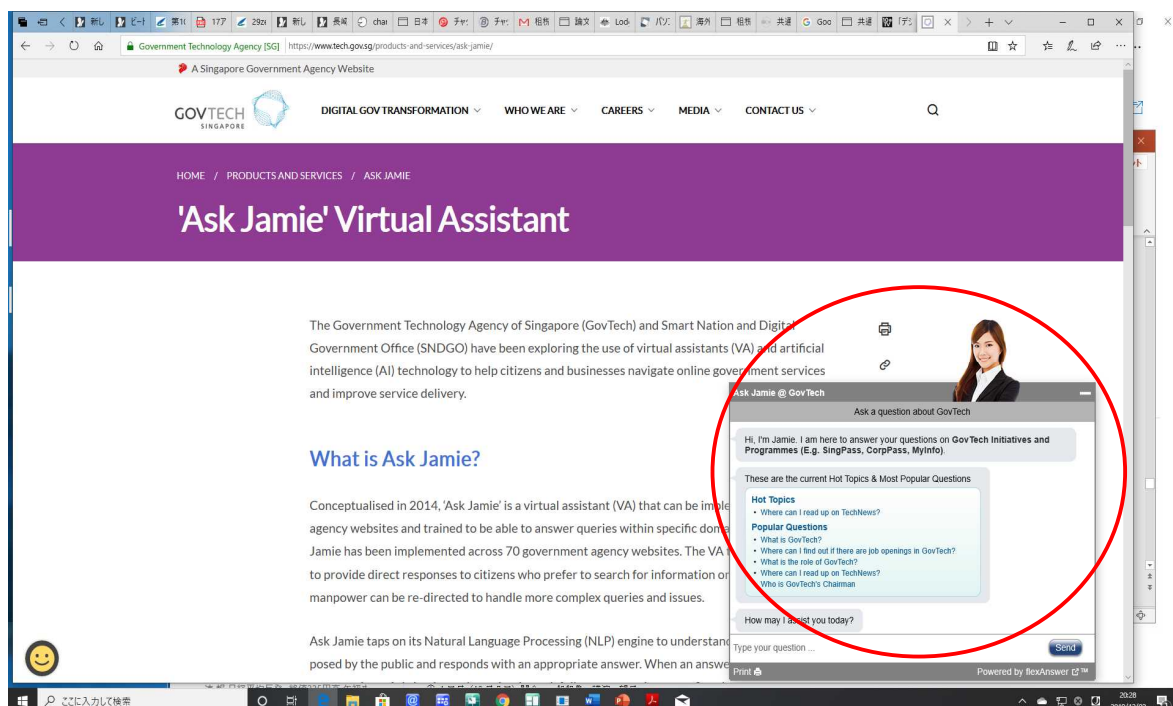
- ・ スペイン

VAT(付加価値税)の処理に人工知能を利用したバーチャル・アシスタント・システムを利用している。

※ 40カ国以上の税務当局が人工知能(AI)の利用やその導入を計画

23

## シンガポールの“Ask Jamie”



GOVTECH SINGAPORE <<https://www.tech.gov.sg/products-and-services/ask-jamie/>>

24

#### ④ モバイル・アプリケーションの提供

スマートホンやタブレット端末などを利用するモバイル・アプリケーションの利用も進み、情報や指針となる資料、納税者口座情報、質問・問合せサービスへのアクセスやモバイル納税、税務当局への申告のためのアプリを32カ国の税務当局が提供している。

図表7 モバイル・アプリケーション提供サービス(2017年)

| No. of jurisdictions providing mobile applications | Types of services provided (as percent of jurisdictions that provide mobile applications) |                                        |                            |                         |                            |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                    | Access to information and guidance materials                                              | Access to taxpayer account information | Access to enquiry services | Mobile payment of taxes | Reporting of a tax offense |
| 32                                                 | 81.3                                                                                      | 62.5                                   | 50.0                       | 46.9                    | 21.9                       |

出典: OECD Tax Administration 2019

25

#### ・ ブラジル

歳入サービス(RFB)は、モバイル端末により個人の納税者番号の登録、申告、納付、情報のチェックなどに利用できるアプリケーションを提供している。

#### ・ チリ

“e-Renta”というアプリケーションにより、所得税の申告、還付情報を含め第三者(機関)情報により作成された記入済申告書の確認や受け入れなどもできる。

#### ・ メキシコ

税務当局のアプリケーションは、申告書の送信と閲覧、電子インボイスの発行と閲覧、納税義務の状況の確認、不服申立てなど幅広く利用できる。

26

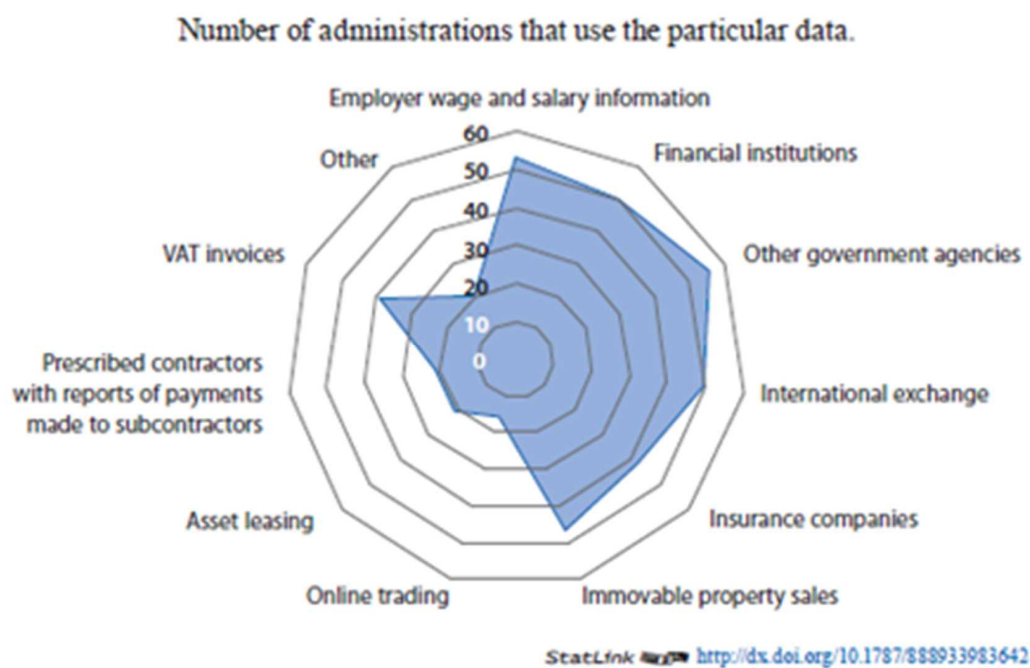
### 3. 税務当局によるデータの収集・利用の拡大

#### ①税務当局以外の第三者(機関)のデータの利用

- 近年、各国の税務当局ともデータ利用の範囲が拡大している。
- 図表8によれば、雇用主の賃金・給与情報:53カ国、金融機関情報:50カ国、他の政府機関の情報:50カ国、国際的情報交換:50カ国、生命保険会社情報:42カ国、不動産売却情報:47カ国、オンライン・トレード情報:16カ国、資産のリース情報:21カ国、請負業者の下請け業者への支払報告:21カ国、付加価値税(VAT)インボイス情報:39カ国、その他の情報:20カ国。

27

図表8 第三者(機関)のデータの利用状況(2017年)



出典: OECD Tax Administration 2019

28

## ② 税務当局の情報源の多様化

- 「電子機器からのデータ」: オンライン・レジスターやタクシー・トラックの走行記録など。スイスでは商業用タクシーはタコグラフ(自記回転速度計)のデータも利用される。
- 「銀行や商店からのデータあるいは代理人やサービス・プロバイダーへの支払情報」: 納税者の所得や資産の調査のために利用される。イギリスの歳入関税庁(HMRC)はデビットカードやクレジットカードの取引情報などを積極的に利用している。
- 「供給業者からのデータ」: 電子インボイス(e-invoice)のデータの利用。

29

- 「顧客からのデータ」: 顧客の数やコンプライアンスに関する情報、現金の受取の調査
- 「納税者に関する非構造化データ(Unstructured data)」: インターネットやソーシャル・メディアから電子的に辿ることのできる事業や取引の情報。スウェーデンの税務当局は、ポーカー・プレイヤーのオンライン・トーナメント情報を収集し、無申告の利益の特定に利用している。
- 「他の政府機関からのデータ」: 免許や規制、社会保障目的の他の政府機関からの情報は申告書の調査やリスク評価に利用される。シンガポールでは、会社の実体を調べるため車両記録や従業員の中央準備基金(CPF)への積み立てデータなどを利用。

30

・「国際的協力機関からのデータ」: CRSに基づく金融機関の口座情報や国別報告書など国際的な国際機関や租税条約に基づく他国の税務当局との交換情報

・「共通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」: OECDによる非居住者に係る金融口座情報の税務当局間での自動交換 (AEOI) のための国際基準 日本も2018年から適用。

・「国別報告書 (CbCR: Country by Country Report)」: BEPS 行動13に基づき、年間連結グループ売上高が750百万ユーロ以上の多国籍企業は、事業活動を行う課税管轄における総収入額、税引前利益、法人税額等の報告を義務づけ。対象国同士が自動交換を行うための権限ある当局多国間合意 (MCAA) (2019年8月現在82カ国) に署名・調印している場合には、国別報告書の自動的情報交換が可能。

31

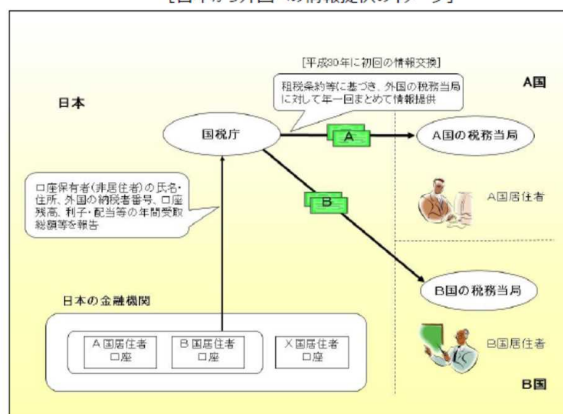
## (参考) CRSに基づく金融機関の口座情報の自動交換

○ 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

「日本の対応」

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

【日本から外国への情報提供のイメージ】



【外国から日本への情報提供のイメージ】



出典:「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～  
国税庁 2019年6月21日

32

### ③税務当局によるビック・データの利用

#### 「ビック・データ(Big Data)」

- ・明確な定義づけが難しい概念？
- ・統一的な定義はない(no single definition is generally accepted)
- ・3つのV・4つのV:「大量(Volume)」 「多様(Variety)」 「高頻度(Velocity)」+「正確性(Veracity)」
- ・「アルゴリズムの使用に基づいて広範な分析の対象となる当局、企業、およびその他の大規模な組織によって制御される膨大な量のデジタル・データ」
- ・「ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業が保有するデータ」

33

### ビック・データの分類



10

出典:「ビックデータの統計的活用について」総務省平成30年5月23日

・アメリカ、カナダ、インド、イタリア、イギリスなどの税務当局は、Facebook、Instagram、Twitter、その他のソーシャルネットワーク情報をデータマイニングしている。

「データマイニング(data mining)」: 情報システムに蓄積した膨大なデータの集合をコンピュータによって解析し、これまで知られていなかった規則性や傾向など何らかの有用な知見を得ること。

・ソーシャルネットワーク情報は、個人レベルの申告情報では懸念事項を検出できない可能性がある状況で、税務当局がリスクの高い個人やグループを特定するのに役立つ。個人間のつながりを識別し、結び付けられた個人のネットワークを簡単に視覚化できる。

35

## 税務行政におけるビック・データ利用の可能性

アメリカ内国歳入庁(IRS)のリサーチ・データベース担当ディレクターのジェフ・バトラー氏のビック・データが有益な「7つの分野」(2013)

- ① 申告と納付の不遵守のパターンの特定
- ② IDの窃取(identity theft)や還付詐欺の予測と防止
- ③ タックス・ギャップの評価見積もり
- ④ 納税者の負担の測定
- ⑤ 事例リストと処理戦略の最適化
- ⑥ 税制変更の納税者への影響のシミュレーション
- ⑦ 犯罪ネットワークの分析

36

## 事例1 R・ウィルソン事件

ラシア・ウィルソンは、2009年から2012年の間に190万ドルの還付を請求する220以上の不正な納税申告書を提出した。IRSはウィルソンのFacebookアカウントの検索を行い、彼女が自ら「IRS税金詐欺の女王 (Queen of Tax Fraud)」と称していたことを突きとめた。結局、裁判所は彼女の還付詐欺の事実を認定し、懲役21年と200万ドルの没収を命じる判決を下した。

U.S. v. Rashia Wilson, No. 15-11089 (11th Cir. 2016)

37

## 事例2 A・F・オレリヤーナ事件

アンドレア・ファビアーナ・オレリヤーナは、2004年と2005年にオンラインオークションサイトのeBayの取引記録から未申告の収入があったことが判明した。2000年から2005年の間に、彼女は7,000以上のeBayでの取引を行っていたが、問題となった数年間の連邦所得税の申告に関して、eBayでの取引からの収入や支出を申告していなかった。そこで、IRSは銀行口座とeBayの取引記録を分析照合して、納税者の総収入を推計し、2004年30,663.13ドル、2005年11,179.29ドルの無申告所得を決定した。

Orellana v. C.I.R., United States Tax Court, April 20, 2010, T.C. Summ. Op. 2010-51, 2010 WL 1568447.

38

## ・アメリカ

- ・銀行やクレジットカードの支払決済会社やPaypalなどのモバイル決済代行業者が売上等の決済情報をIRSに情報申告する仕組みがある。
- ・Form 1099K: クレジットカード等のカード決済取引に関する報告、第三者ネットワーク取引に関する報告(年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル)
- ・インターネット取引の増加により情報申告の範囲は拡大傾向にある。
- ・違法が疑われるケースでは、相手方を特定することなく、「ジョン・ドウ(John Doe)サモンズ(行政召喚状)」を発出し、司法的手段による資料提出を行うことができる。
- ・仮想通貨業者へのサモンズの発出と強制履行が認められた(U.S. v. Coinbase INC事件 N.D. Cal. Nov. 28. 2017)

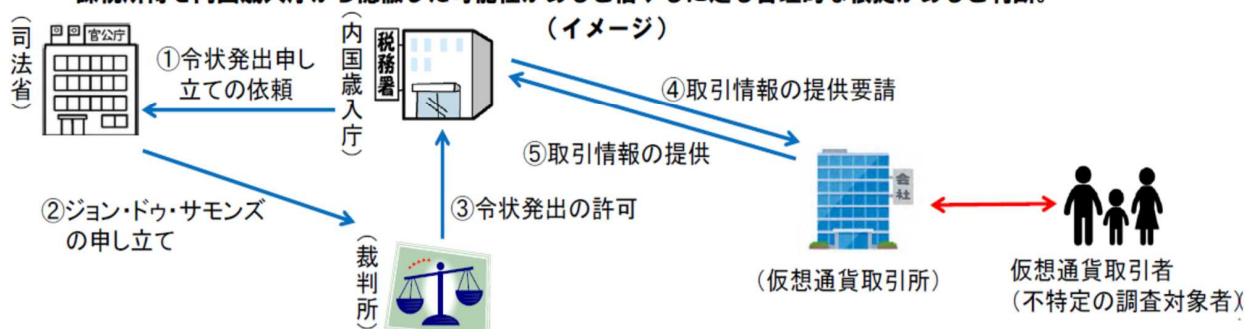
39

## ・ IRSによる「行政召喚状(サモンズ)」の発出

IRSは内国歳入法7609条(f)に基づき裁判所の許可を得れば、不特定の調査対象者の情報の取得を目的として第三者に対し行政召喚状を発することも認められる(「ジョン・ドウ(John Doe)・サモンズ」)。

【例】仮想通貨取引所に対し、特定期間内に当該取引所を利用して仮想通貨取引を行った者についての取引情報を得るためにジョン・ドウ・サモンズを発出(2016年)

- 裁判所は、仮想通貨取引は匿名性が高く追跡が困難であることから、納税者が仮想通貨取引により課税所得を内国歳入庁から隠蔽した可能性があると信ずるに足る合理的な根拠があると判断。



(出典) 政府税制調査会海外調査報告 2017年6月19日

40

## ・イギリス

2010年から導入された歳入税関庁(HMRC)のコンピュータ・システム“Connect”は、220億行のデータと5億件の文書で構成される。その情報は、土地登記記録、銀行口座、内部の税務書類(VAT登録、以前の税務申告・調査資料)、雇用主からの支払、オンラインマーケットプレイス、金融サービス会社、ソーシャルメディア、政府部門などによる利用可能な情報を含んでいる。「Making Tax Digital」のもと情報処理・保存の電子化と税務手続上の関係者のネットワーク化を推進。2020年度までに、全事業者が四半期ごと電子的な財務会計情報等報告制度導入。

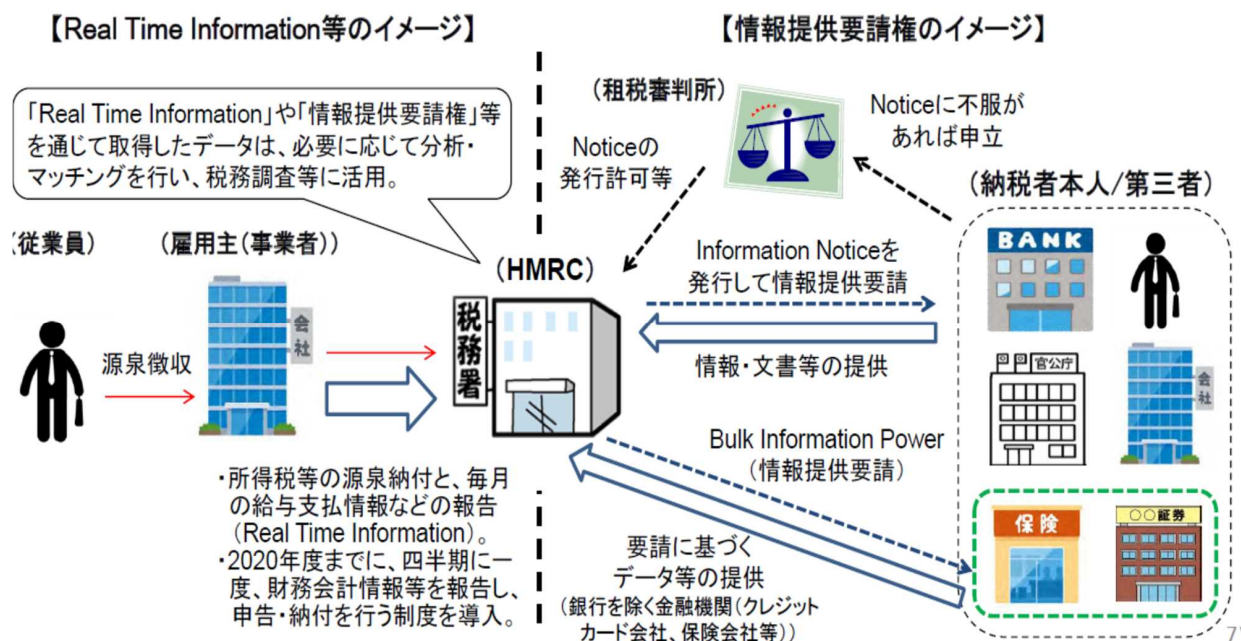
## ・イタリア

2015年から2017年までの3年間(記入済申告制度ののパイロットフェーズ)で、8億以上の情報を収集。

所得、支出と貯蓄、雇用状況、障害状況、住宅ローン費用、児童手当などに関する情報などを含んでいた。

41

## イギリスのReal Time Informationと情報提供要請



(出典) 政府税制調査会海外調査報告 2017年6月19日

42

# ・ 各国税務当局による情報提供要請の拡大

## ・ イギリス

### 情報提供要請の対象と範囲の拡大

## ・ フランス

調査対象が特定されていない段階でも、一定の条件のもと第三者に対する情報提供の要請が可能。2020年までにインターネット上の取引仲介業者等の情報報告制度の導入の予定。

## ・ ドイツ

従来から判例に基づき不特定の納税者の情報提供要請が可能であったが、それが2017年法定された。

43

## (参考) 情報協力要請・照会制度の導入(本年度改正)

### 【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

#### (1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

#### (2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

#### 【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調査や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
  - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
  - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
  - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

#### 【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

#### 【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

#### 【照会情報】

- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

#### 【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

#### 【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



出典：「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」国税庁  
2019年6月21日

44

#### ④ 税務当局の課税管轄権を超えたデータ収集

シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展によるいわゆるプラット・フォーマーからのデータや情報の収集

##### ・フィンランド

フィンランドでは法律により税務当局(FTA)に対して国内に拠点を有するプラット・フォーマーから個人を特定することなく関連の情報を収集することを認めている。データはクレジット・カード会社やATMでの現金の引き出し、銀行(国境を越えた取引を含む)、支払サービス提供業者、仮想通貨交換業者からも収集できる。このデータは、税務上のリスク・マネジメントや分析、統制目的に使用できる。

45

#### ⑤ リスク評価におけるデータ分析の利用

近年、税務当局はリスク評価を目的に、「タックス・アナリティックス(Tax Analytics)」と呼ばれる高度なデータ分析手法を利用する。そして、OECDの調査によれば35カ国の税務当局がデータ分析の専門家を雇用しその他の国々も分析の専門家の採用を計画している

##### ・カナダ

カナダでは、中小企業の中から最もリスクの高い納税者を特定するために、カナダ歳入庁(CRA)のシステムからデータが抽出され、データマイニングや機械学習(ML)、アルゴリズム(自動処理手順)などにより所得税と売上税(GST,HST)のための中小企業の予測モデルの開発に利用される。

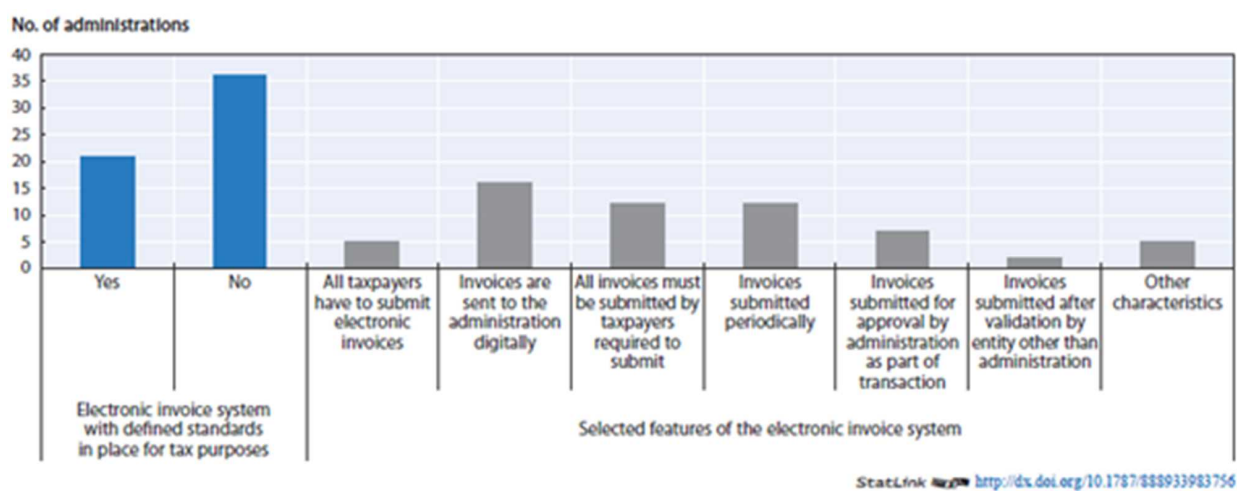
46

## ⑥ 電子インボイス、オンライン・キャッシュ・レジスターの導入・利用状況

電子インボイス・システムが課税目的で標準とされている税務当局は21カ国、されていないのが36カ国、すべての納税者が電子インボイスの提出を義務付けられているのが5カ国、インボイスを税務当局にデジタル送信しなければならないのが16カ国、すべてのインボイスの提出が求められるのが12カ国、定期的なインボイスの提出12カ国、当局によって認められた一部の取引のインボイスの提出7カ国、税務当局以外の主体によって検証後にインボイス提出2カ国、その他5カ国。

47

図表9 電子インボイス(e-invoice)の導入・利用状況 (2017年)



出典: OECD Tax Administration 2019

48

## ・イタリア

イタリアでは、公的業務委託部門における電子インボイスの導入に続いて、2019年1月から燃料の供給やB to Bビジネス、B to Cビジネス一般についても、イタリアで設立された法人または居住者との間で行われる取引には、電子インボイスが義務化されている。

電子インボイスは、特定の形式により当局の管理する交換システム(SDI)経由で送信されなければならない。2019年には15億の電子インボイスがSDIを通して送信されるものと思われる。

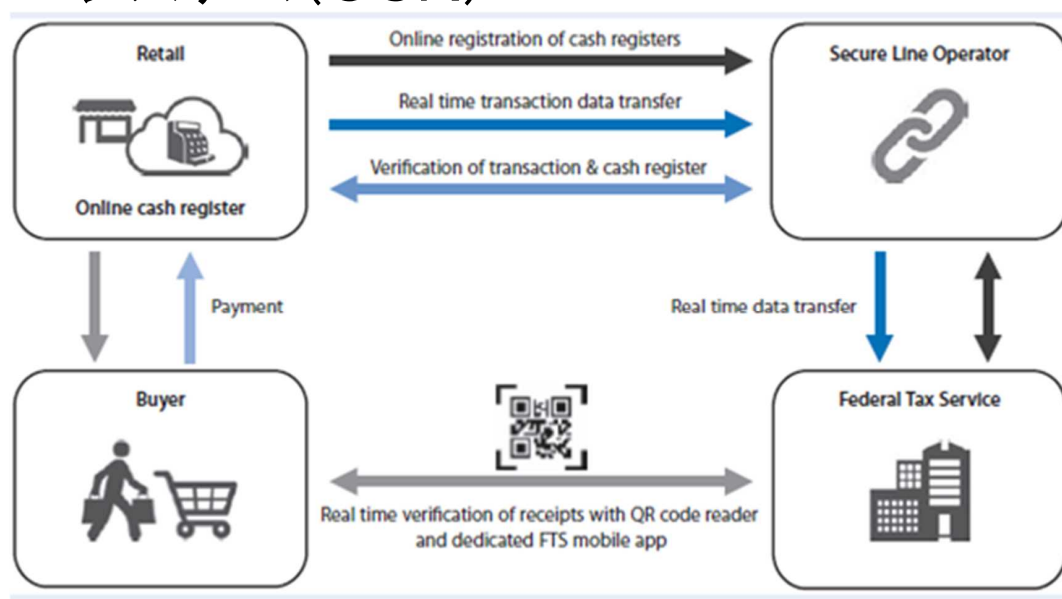
49

## ・ロシア

ロシアでは2018年7月までオンライン・キャッシュ・レジスターシステム(OCR)の利用が義務づけられている。OCRの物理的要件と情報セキュリティ要件と記録と税務当局(FTS)への送信の詳細は法律で規定されている。OCRの販売データは即時にFTSのデータ処理センターに送信される。OCRによってつくられたデータシステムは、自動的に取引を監視、分析し、キャッシュ・レジスターの利用の監視と遠隔による調査という新しい種類の調査活動を可能とした。法律の定めに基づき、OCRにより作成された領収書はQRコードが貼付されており、顧客は税務当局で保持されている情報と取引を比較することができる。

50

図表10 ロシアのオンライン・キャッシュ・レジスターシステム(OCR)



出典: OECD Tax Administration 2019

51

#### 4. 税務行政のデジタル化の8つの特徴

①税務当局はより多くのデータを収集し、より価値の高い納税者の情報網を構築している。

BEPS行動13 国別報告書 移転価格の「マスター・ファイル」「ローカル・ファイル」

デジタル化の進展により情報量は増加していくが、情報量が増えるほどに逆にその情報の全体像が見えにくくなる。

② 税務当局のコンプライアンスはより「上流」へと移行する。

デジタル化により情報の入手経路は広がり、税務当局は取引後のデータの事後的な集計や分析から、よりリアルタイムでタイムリーな情報の収集に力を入れるようになる。

③ リアルタイムのデータ提出への移行により、税務当局はデータ提出の急速な「階層化」を進めようとしている。

53

---

④ 税務当局はデータ分析やマッチング技術の導入を急速に進めている。

多くの国々の税務当局が高度なデータ分析手法による調査対象の選別を行っている。

⑤ ほとんどの税務当局は付加価値税(VAT)をデジタル化の「入口」としている。

ロシアをはじめ多くの国々の税務当局が付加価値税(VAT)からデジタル化に着手している。

54

⑥ OECDによる各国税務当局間の「協働」の重要性が高まっている。

BEPSプロジェクトやポストBEPSに代表されるようにOECDが各国税務当局の協働の場となっている現状がある。

⑦ すべての税務当局のアプローチが法制化されているわけではない。

近年国際的なIT企業を中心に各国の税務当局より情報データの提出の請求を受けているが、すべてが法制化されているわけではない。

55

---

⑧ デジタル税務行政への移行の道は「直線」とはかぎらない。

ブラジルやメキシコなど南米各国の例のように、途上国の中には他国の事例を参考に段階を踏まずに、一足飛びにデジタル化を行う場合がある。

出典：EY「デジタル化に向かう税務行政」レポート(2017)

## 5. 税務行政のデジタル化と納税者の権利保護

### (1) データ保護とプライバシー権

#### ① プライバシー権

伝統的には「一人にしておかれる権利(right to be alone)」—私生活を侵害されない権利

1960年代アメリカでは判例法により侵害の類型化

情報化社会の進展に伴い、現代的なより積極的な権利として、「自己情報のコントロール権」と考えられるようになっている。

57

---

#### ② 個人情報保護とデータ利用規制

##### ・アメリカ

1970年 公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act)

アメリカの個人情報保護は、民間と政府機関を別の法律で規制する「セグメント方式」を採用している。また、民間の特定分野ごとに立法を行う「セクトラル方式」がとられている。

1974年 プライバシー法(Privacy Act of 1974)

- ・連邦政府機関の保有する個人情報の保護
- ・自己情報の開示や訂正を求める権利
- ・個人の識別情報(PII)の共有の規制

58

## 1988年コンピュータ照合プライバシー保護法

(Computer Matching and Privacy Protection Act of 1988) ⇒ プライバシー法への編入

プライバシー法の対象となる記録を自動的データ照合プログラムに利用する場合の保護

データ主体の権利保護と適正手続の保障、政府機関におけるデータの照合を監視する委員会の設置など

ただし、税務行政データの適用除外。

税務行政データの照合は、大統領府の行政予算管理局(Office of Management and Budget: OMB)による内部的な監察

IRSもプライバシー法に基づき、内部的にデータ主体への照合する旨の通知や新たなデータ照合プログラムの議会への報告  
法定された通知や報告の連邦官報への掲載等を行っている。

59

## ・アメリカ内国歳入庁(IRS)内部の秘密保持

1976年 内国歳入法(IRC)6013条

納税申告書や申告情報の秘密保持・開示禁止

守秘のための安全措置を講じる義務

違反した職員には刑事罰や民事上の賠償責任

1997年 不正閲覧納税者保護法(Taxpayer Browsing Protection Act)

職務上のアクセス権限のない職員が興味本位で申告書や申告情報にアクセスすることの禁止

違反した職員は免職・解雇に加え、刑事罰の対象となる。

60

## 2002年 電子政府法(E-government Act of 2002)

連邦裁判所への資料提出の電子化

それに伴い社会保障番号(SSN)や納税者番号(TIN)の記載や未成年者の生年月日や氏名、金融口座番号などの個人識別情報の記載の制限

たとえば、SSNやTIN、金融口座番号は下4桁のみ記載。

## 2007年 連邦機関データ・マイニング報告法(Federal Agency Data Mining Reporting Act of 2007)

連邦政府機関のデータマイニングに関する議会への報告義務を法定。IRSも政府機関としてこの対象となる。

詳細は、石村耕治「AI税務と税務専門職の将来を展望する-税務のスマート化とタックスプライバシー-第6回」税務事例51巻8号60~70頁(2019)参照。

61

## • EU

1970年 データ法旧西ドイツヘッセン州 1973年スウェーデン  
EUの個人情報保護は、政府機関と民間の双方を規制対象とする「オムニバス方式」を採用。各国はオムニバス方式の個人情報保護法と、それを担保するための専門の監督機関の設置

1995年 「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令(EU個人データ保護指令:DPD)」

EU域内の個人情報保護のガイドラインを示すと同時に域外の第三国への情報の移転についての要件も定めていたため、EU各国はもちろん域外各国の個人情報保護にも影響を与えた。

個人データの処理については原則として本人の同意を求める。

1998年 イギリス 2001年ドイツ 個人情報保護法の改正

62

2016年「個人データの取扱いに関する個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の規則（一般データ保護規則：GDPR）」2018年5月25日から適用  
個人データの処理に必要な「本人の同意」の要件の明確化

## GDPR第4条（定義）

(1)「個人データ」とは、識別されまたは識別可能な自然人（データ主体）に対するすべての情報をいう。...

(2)「処理」とは、自動的手段であるかにかかわらず、収集、記録、構成、体系化、保存、適合、改変、復元、協議、利用、送信による開示、拡散ならびにその他の方法で利用できるようにすること、配列ならびに結合、制限、削除または破壊等により、個人のデータの集合に関する運用を行う業務または一連の業務をいう。

63

## GDPR第5条（個人データ処理に関する原則）

個人データの処理には、透明性、目的制限、データ最小化、正確性、保存制限、完全性・秘密保持というそれぞれの基本原則を遵守する必要がある。そして、データ管理者にはその説明責任がある。

### (a)（透明性の原則）

個人データが収集、利用、調査またはその他の方法で処理され、どの範囲で個人データが処理されるかまたはされる予定であるかについて透明性を担保しなければならない。

### (b)（目的制限）

**①** 管理者が特定され明示された目的かつ正当な目的のためにのみデータを収集しなければならない。

処理目的は「特定」+「明示」+「正当」の3つの要件が必要

64

② データが収集された場合、当初の目的と両立することができない方法で追加処理をしてはならない。

当初目的との「両立可能性」

(c)(データ最小化の原則)

処理される目的との関連において、必要な範囲で適切に、関連性を有し、限定されなければならない。

個人データ保護の権利への制約は、「必要性」と「比例性」を考慮に入れる必要性がある(基本権憲章52条1項)

そのほかデータ主体の自己データへのアクセス権や消去権、忘れられる権利(right to be forgotten)なども規定している。

「プロファイリング」の規制

GDPR第4条(4)

プロファイリングとは、自然人に関する一定の個人の特性を評価する...個人データの自動処理のすべての形態をいう。

65

GDPR第13条および22条1項

プロファイリングを含む自動化された決定について、実施主体は事前にデータ主体に実施内容の通知が求められる。また、自動化された処理に基づいた決定の対象とされない権利を有する。

GDPR第21条1項

自動化された決定に対する異議申立て権の保障

GDPR第44条

個人データの域外の第三国や国際機関への移転・転送の原則禁止、例外的に「適切な保護措置」を提供する場合に域外移転が認められる。

GDPR第23条

個人データに関する権利の制限は民主社会における必要性と比例性に照らして判断される。

66

## 個人データに関する権利の制約(GDPR第23条)

①国土の安全、②防衛、③公共の安全、④公共の安全への安全管理およびその脅威の防止を含む刑罰の執行刑事犯罪の防止、捜査、探知または訴追、⑤EUまたは加盟国のその他の一般的な公共の利益の重要な目的、金銭上、予算上および税制上の問題、公衆衛生および社会保障を含む特にEUまたは加盟国の重要な経済的財政的な利益、⑥司法の独立および司法手続の保護、⑦規制のある専門職の倫理違反の防止、調査、探知および訴追、⑧公務の行使に関連する監視、検査または規制的機能、⑨データ主体の保護または他者の権利および自由、⑩民事法の請求の執行について、EU法または加盟国法による制限を課すことが認められている。

※各国の税務行政当局によるデータの収集や利用、分析についても、GDPRの規制を受ける。

67

## 「EU納税者法のモデルのための指針」

- 2016年「EU納税者法のモデルのための指針(Guideline for a Model for a European Taxpayers Code)」
- 納税者と税務当局との関係を基礎づける一般原則や「ベスト・プラクティス」を示したもの

### ⑦財務上の秘密とデータ保護(Fiscal secrecy and Data protection)

納税者が期待できること

- ・税務当局が個人情報情報を保護し、これに関して厳格に法律を遵守すること
- ・個人情報情報が法律によって認められている場合を除き第三者に提供されないこと

68

- ・税務当局が自らに関して保有する情報を国内法の規定に基づいて請求する権利

税務当局が期待すること

- ・納税者が法律によって認められている場合には納税者の情報を保有し開示しないしは非開示とする権利を尊重すること

### ⑧プライバシー(Privacy)

納税者が期待できること

- ・税務当局が自らの職務に関連する情報のみを請求すること
- ・税務当局が情報に対するアクセス権限のある職員のみはその管理を委ねること

税務当局が期待すること

- ・納税者が関連する情報の提供の請求に応じること
- ・納税者による開示性(openness)と職務関連事項の場合の協力

69

## (2) データ収集・利用の規制と納税者の権利保護

### ①税務当局の保有する納税申告情報の保護

税務職員の守秘義務やアクセスの制限の限界

### ②金融機関や他の行政機関を含む第三者情報の収集・利用

記入済申告制度により他機関からの情報を税務上の目的に利用可能となる。そのための新たな利用ルール必要性

### ③税務当局の情報提供要請による情報・データの収集

各国ともプラットフォームや仮想通貨取引業者等への情報提供要請の拡大:一定の歯止めの必要性

### ④税務当局の収集情報やデータの照合やマイニングの規制

納税者やそのグループの特定やリスク分析などの制限

### ⑤情報やデータの税務当局間の交換や国際機関への提供

データ主体への通知や報告、提供の差止手続の必要性

70

## ①OECDプライバシー8原則(1980年)

### 原則1 「収集制限の原則」

個人データを収集する際には、法律にのっとり、また公正な手段によって、個人データの主体(本人)に通知または同意を得て収集するべきである。

### 原則2 「データ内容の原則」

個人データの内容は、利用の目的に沿ったものであり、かつ正確、完全、最新であるべきである。

### 原則3 「目的明確化の原則」

個人データを収集する目的を明確にし、データを利用する際は収集したときの目的に合致しているべきである。

### 原則4 「利用制限の原則」

個人データの主体(本人)の同意がある場合もしくは法律の規定がある場合を除いては、収集したデータをその目的以外のために利用してはならない。

### 原則5 「安全保護の原則」

合理的な安全保護の措置によって、紛失や破壊、使用、改ざん、漏えいなどから保護すべきである。

71

### 原則6 「公開の原則」

個人データの収集を実施する方針などを公開し、データの存在やその利用目的、管理者などを明確に示すべきである。

### 原則7 「個人参加の原則」

個人データの主体が、自分に関するデータの所在やその内容を確認できるとともに、異議を申し立てることを保証すべきである。

### 原則8 「責任の原則」

個人データの管理者は、これらの諸原則を実施する上での責任を有するべきである。

OECDは2013年に情報技術の進歩やデジタル化などの環境変化をふまえ、ガイドラインを改正した。その際この8原則の見直しも検討されたが、改訂は見送られた。また、このようなプライバシー保護に関する国際的合意には、欧州評議会の「個人データの自動処理に係る個人の保護のための条約」などもある

72

## ②新たな「多国間納税者権利章典」の提案

アーサー・J・コフェルト教授の「多国間納税者権利章典 (Multilateral Taxpayer Bill of Rights)」の提案(12か条)

居住地国の税務当局だけでなく、外国の税務当局にも適用され、デジタル化やデータ保護に配慮した内容になっている。

- ①納税者は、法律によって求められる税額(それ以上でも以下でもなく)を納付する権利を有する。
- ②納税者は、プライバシーと秘密保持の権利を有する。
- ③納税者は、公式の調査を受け、その後に不服を申し立てる権利を有する。
- ④納税者は、完全かつ正確、明確で時宜にかなった情報の提供を受ける権利を有する。
- ⑤納税者は、一貫して法律の適用を受ける権利を有する。

73

- ⑥納税者は、サービスに対する苦情を申し立て、関連の税務当局からその結果の説明を受ける権利を有する。
- ⑦納税者は、税務当局が説明責任を果たすことを期待する権利を有する。
- ⑧納税者は、疑わしい税務上のスキームについて時宜にかなった方法で警告を受けることを期待する権利を有する。
- ⑨納税者は、自らの選択した人によって代理される権利を有する。
- ⑩納税者は、理解と同意のもと自らの情報を取得、利用され、適法かつ公正な手段によって国境を越えた交換を適切に行われる権利を有する。
- ⑪納税者は、その利用目的のため必要な範囲で正確かつ完全で最新の納税者情報を収集、利用され国境を越えた交換を交換を行われる権利を有する。

74

⑫納税者は、税務情報が国境を越えて送信される場合に、合理的かつ安全な保護をもって行われる権利を有する。

75

### ③ダンカン・ベントレー教授の「納税者権利保護法の国際モデル」全10章 25条

#### 第5章: 情報収集

#### 第15条

税務当局の職員は、守秘義務規定に従わなければならない。守秘義務規定の内容と範囲は、税務職員と納税者の双方を保護するため明確に定められなければならない。それらの守秘義務規定は、提供された情報の収集や保存、アクセス、修正、利用と公開の規則を含むものとする。そして、それらは、税務当局と契約し働く第三者にも拡大適用されるべきである。

76

## 第16条

- (1) 納税者の情報は、完全な機密として取り扱われるべきである。
- (a) 納税者情報は、租税の賦課、強制、徴収と社会保障目的のみのためにだけ使用されるべきである。
- (b) 自身の義務や責任が当該納税者の情報と関連がある他の政府機関や納税者、第三者といった人々に対する、納税者情報の公開を管理する明確な規則が存在するべきである。
- (c) 税務当局の職員は、職務の執行において、求められるときにだけ、納税者情報にアクセスするべきである。
- (d) 税務当局によって保存されている納税者情報への必要とされるアクセスは、いかなる者によっても、情報のアクセス権限のない閲覧や第三者への漏洩を違法としなければならない。その者が税務職員でない場合も、個人的に法的責任を負うべきで

77

あり、さらにその者が会社や組織のために行動した場合は、当該会社や組織も法的責任を負わなければならない。

- (e) 税務職員は、自らの立場に基づくいかなる情報の濫用も個人的に法的責任を問われるべきである。
- (f) 納税者は、税務当局によって自身について保存される情報にアクセスする権利と当該情報を修正する権利を有するべきである。

ただし、以下の場合を含む限られた状況を除く。

- ( i ) 情報の公開が第三者の権利を侵害する場合。または
- ( ii ) 情報の公開が進行中の調査を損なうであろう場合。

(2) いかなる目的であっても第三者による情報の報告義務は、税法に必要な規定を設けなければならない。

第三者が納税者について意図的に虚偽の情報を提供した場合、法律違反を構成するべきである。

78

## 及び

- (b) 当該納税者が損害や補償のための民事訴訟を提起することもできる。
- (3) 税務当局によって請求される情報は、税務当局が他の職務を執行するために法律によって請求される追加情報の範囲を除き、納税者の課税問題に関連した情報に限定されるべきである。
- (4) 情報交換や相互協力合意は、「欧州/OECD合同評議会税務についての相互執行協力に関する条約」の第21条及び22条と、当該条約の諸規定の注釈においてそれぞれの条項に与えられた意味とに明確に示されたのと同等の保護を規定しなければならない。
- (5) 課税問題における情報交換と相互執行協力は、税務当局の最高責任者による承認が求められるべきである。

79

- (a) 情報交換や相互執行協力のための明確な手続と指針があるべきである。それらは、税務当局のより高いレベルの承認のため自動的に上申されるように、特別に微妙または重要な問題の性質の証明を含むべきである。
- (b) 納税者に関連した情報交換と相互執行協力は、関連の合意や租税請求の回復と強制、または課税問題の捜査と訴追によって保護された租税の決定、査定、徴収に関して、予測可能であるべきである。
- (c) 情報交換と相互執行協力のための承認手続は、決定がなされる前に税務当局によって要求された情報や行動を明確に示すべきである。
- (d) 税務当局は、OECDマニュアルの課税目的の情報交換規定の実施を採用するか、同等な納税者の保護を確保する手続を規定した指針の開発かどちらかを行うべきである。

80

(e) 情報交換、とくに手続と指針の遵守を確保するため、自動的かつ任意の情報交換に対しては、定期的な検査と点検が必要である。

Duncan Bentley, *Taxpayer Rights; Theory Origin and Implementation*, Kluwer Law International ,Ch.9(2007)

81

## おわりに

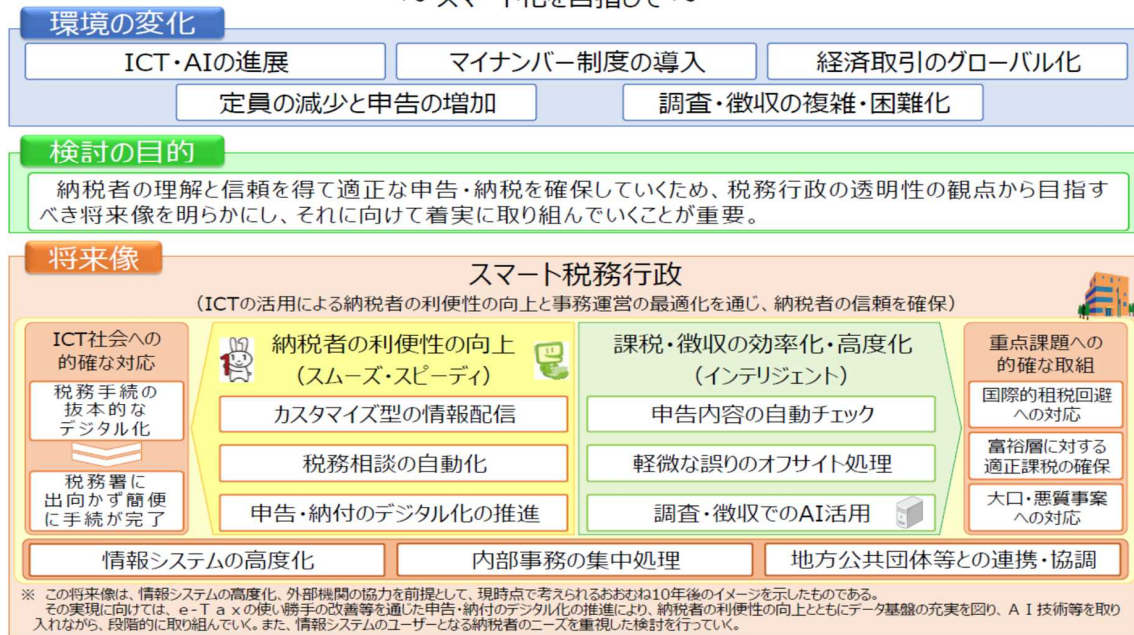
- 税務行政のデジタル化の急速な進展
- 各国の税務当局のデータ収集・利用の拡大
- 税務行政への税務情報以外の第三者(機関)情報やいわゆるビック・データの収集・利用
- 従来の税務調査の枠組みではとらえきれない税務当局による情報収集活動
- 個人データやプライバシーの保護の重要性: 自己情報のコントロール権としての「タックス・プライバシー」の確立
- 税務調査を中心とする納税者保護法制や納税者権利憲章の見直しの必要性: デジタル化時代の納税者権利保護
- 税務行政のデジタル化によるデジタル・デバイドの問題の発生: 高齢者や低所得者への配慮の必要性

82

# (参考) 税務行政の将来像: スマート税務行政

## 「税務行政の将来像」 ～ スマート化を目指して ～

平成29年6月版

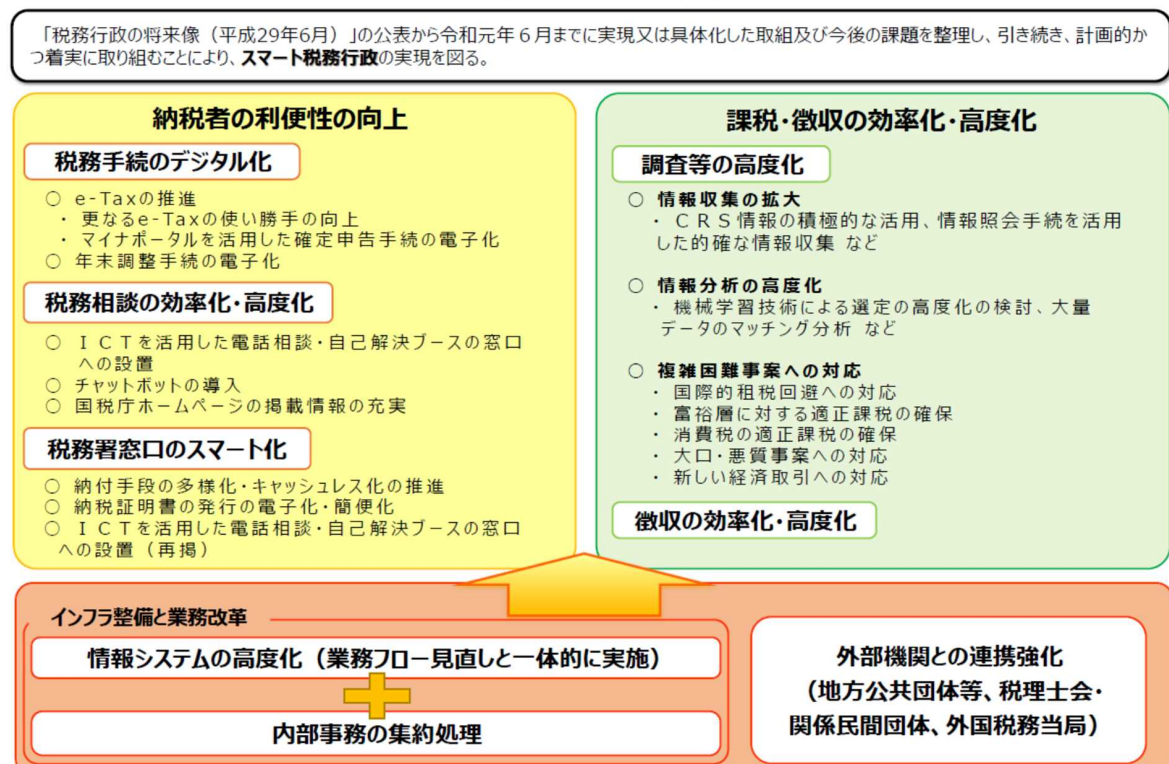


出典:「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～」国税庁  
2019年6月21日

83

## スマート税務行政の実現に向けて

令和元年6月



84